

～税務のチェックポイント Q&A134

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

過年度の所得計算が誤っていた場合の是正方法等

《内容》

顧問先のA社は衣料品小売業を営んでいます。このたび会計処理システムが旧式化したため、新たなシステムに切り替えました。

その新システムへの切り替えにあたり、各勘定科目の内容や残高の検証などを行ったところ、過去の事業年度における処理が誤っていたと認められ、甲氏に対する未払金が500万円、B社に対する未収金が1,000万円、それぞれ過大になっていることが判明しました。

この未払金や未収金の過大額がいつ発生したのか、明確には特定できませんが、その残高の推移を追っていきますと、少なくとも10年以上前に発生したものと認められます。

そこで当期において、未払金の過大額は「前期損益修正益」、未収金の過大額は「前期損益修正損」として、それぞれ受入処理をし、残高を修正したいと考えています。この場合、「前期損益修正益」と「前期損益修正損」は、それぞれ当期の益金または損金として課税所得となるのでしょうか。

『答』

法人税においては、過去の事業年度における処理に誤りが見つかった場合には、その事業年度まで遡ってその事業年度の所得金額または法人税額を更正または修正申告により是正します。しかし、法人税の法定申告期限から5年または7年（更正の除斥期間）が経過していれば、その事業年度に「前期損益修正益」や「前期損益修正損」を計上しても税務署長から更正処分を受けることはありません。

(解説)

- 1 法人税においては、過去の事業年度における処理に誤りが見つかった場合には、その事業年度まで遡ってその事業年度の所得金額または法人税額を更正または修正申告により是正します。しかし、更正の除斥期間が経過すれば、仮に法人の行った申告の内容に誤りがあり、納付すべき税額が過大または過少であったとしても、税務署長はもはや法律的には更正を行うことはできません。（通則法24、70）

そのため、ご質問の未払金の過大計上額500万円が仮に架空計上にもとづくものであり、その結果納付税額が過少になっていたとしても、その発生原因がご質問のケースのように10年以上前にある

限り、税務署長から更正処分を受けることはありません。

逆に未収金の過大計上額1,000万円が取引等の過大計上によるもので、法人税を過大に納付していたとしても、その過大に納付した法人税額の還付は受けられません。更正の除斥期間が経過し、もはや税務署長は減額更正を行って還付することはできないからです。

2 企業会計において「前期損益修正益」または「前期損益修正損」を計上したとしても、それは10年前の損益の修正ですから、税法上は上記1の通り法人税の課税所得は構成しません。そこで、「前期損益修正益」または「前期損益修正損」として企業会計の処理を行うとしますと、課税上は次のような処理をすべきこととなります。

すなわち、未払金の過大計上額を修正するため計上した「前期損益修正益」は、法人税申告書別表四で所得金額から「減算・留保」の処理を行います（申告書別表五（一）は、「区分」欄に「未払金」と、「期首現在利益積立金額」欄に「500万円」と計上し、「当期中の増減」欄の「減」欄でその500万円を減算します）。

一方、未収金の過大計上額を修正するため計上した「前期損益修正損」は、法人税申告書別表四で所得金額に「加算・留保」の処理を行います（申告書別表五（一）は、「区分」欄に「未収金」と、「期首現在利益積立金額」欄に「△1,000万円」と計上し、「当期中の増減」欄の「減」欄でその△1,000万円を減算します）。

いずれにしても、未払金と未収金の残高が過大である事実とその発生の時期、原因などを十分調査し、確定させるのが必要です。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。